

平成31年度における裁判事務の分配等に関する定め

平成30年12月11日 裁判官会議決定

平成31年 1月 1日 実施

平成31年 1月 8日 所長応急措置

平成31年 1月 16日 実施

平成30年12月11日 裁判官会議決定

平成31年 2月 1日 実施

平成31年 3月 8日 裁判官会議決定

平成31年 4月 1日 実施

山 口 家 庭 裁 判 所

(目的)

第1条 この定めは、山口家庭裁判所の本庁、支部及び船木出張所の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割並びに裁判事務及び司法行政事務の代理順序について定める。

(裁判官の配置及び裁判事務の分配等)

第2条 本庁、支部及び船木出張所の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割は、それぞれ別紙第1、別紙第2及び別紙第3のとおりとする。

(家事事件等の分配方法)

第3条 家事審判事件、家事調停事件、人事訴訟事件、通常訴訟事件、保全命令事件、家事共助事件及び家事雑事件等は、別紙第2の担当者欄に掲げる裁判官に、同欄に掲げる分配割合で、受付順に従って、前年度に引き続いて、順次分配する。

(関連事件の分配等)

第4条 家事事件等に係る次に掲げる事件（以下「関連事件」という。）は、同一裁判官、前に終局した事件担当裁判官又は基本事件担当裁判官に分配する。

- (1) 同一申立書で、又は一括して申し立てられた事件
- (2) 同一当事者間の事件
- (3) 当事者の一方又は事件本人等が同一で、かつ、併合又は併行して処理することが必要又は相当な事件
- (4) 基本事件と牽連関係のある事件

2 係属中の事件の関連事件が異なる裁判官に分配されたときは、関係裁判官の協議により、事件を他の裁判官に移転することができる。この場合には、原則として、早い受付番号の事件を担当する裁判官に移転するものとする。

3 前2項により関連事件を分配し又は事件を他の裁判官に移転した場合には、その直後に受理した同一種別の新件で調整する。

(付調停事件等の分配)

第5条 次の事件は、原則として、原事件担当裁判官に分配する。

- (1) 家事事件手続法274条1項による家事調停事件
- (2) 同法272条4項による家事審判事件（少年事件の分配方法）

第6条 少年保護事件は、次に掲げる事件ごとに、別紙第2の担当者欄の裁判官に、同欄に掲げる分配割合で、受付順に従って、前年度に引き続いて、順次分配する。ただし、(4)の事件については分配単位を10件ずつとする。

- (1) 身柄事件（事件受付時に観護措置が執られた事件、事件受付時に観護状により収容中の事件及び身柄付受移送事件をいう。）
 - (2) (3)及び(4)を除く少年保護事件のうちの在宅事件（以下「一般在宅事件」という。）
 - (3) 危険運転致死傷、過失運転致死傷等の交通に関する在宅事件
 - (4) 道路交通法違反又は自動車の保管場所の確保に関する法律違反の在宅事件
- 2 前項の(1)から(4)の事件の2以上に該当する少年保護事件は、前項各事件のうち先順位の事件とみなして前項を適用する。
- 3 準少年保護事件は、原事件担当裁判官に分配する。
- 4 少年審判等共助事件は、第1項と同様の方法で分配する。
- 5 少年審判雑事件（観護措置請求事件を含む令状関係事件については、第10条による。）及びその他の事件等は、基本事件担当裁判官に分配する。

（再犯事件の分配）

第7条 次に掲げる少年の再犯事件は、前件担当裁判官に分配する。

- (1) 再犯事件の受付日6箇月以内に不処分又は保護処分で終局した身柄事件又は一般在宅事件の係属歴がある少年
 - (2) 再犯事件の受付時点で未済の身柄事件又は一般在宅事件が係属している少年
- （共犯事件の分配等）

第8条 共犯関係にある数名の事件が一括送致され、かつ、事件記録が一括して編てつされている事件（以下「共犯事件」という。）は、第6条の方法により、早い受付番号の事件を担当すべき裁判官に一括して分配する。ただし、共犯事件に

身柄事件又は再犯事件が含まれるときは、次の順序により分配する。

(1) 共犯事件に身柄事件が含まれているときは、身柄事件を担当すべき裁判官に一括して分配する。ただし、これにより担当すべき裁判官が複数のときは、早い受付番号の身柄事件を担当すべき裁判官に一括して分配する。

なお、(2)のアと競合する場合には、(2)のアによる。

(2) 共犯事件に再犯事件が含まれているときは、次の順序により、前件担当裁判官に一括して分配する。

ア 前件に未済の身柄事件があるときは、当該身柄事件担当裁判官。ただし、この裁判官が複数のときは、身柄事件について早い受付番号の事件担当裁判官

イ 前件に試験観察中の未済在宅事件があるときは、当該事件担当裁判官

ウ 前件にイ以外の未済在宅事件があるときは、当該事件担当裁判官

エ 前件既済の前件担当裁判官

オ イないしエにつき、当該事件がそれぞれ複数のときは、再犯事件の多い前件担当裁判官。それが同数であるときは、新受事件の早い受付番号の事件担当裁判官

2 共犯関係にない数件が同一送致書で送致された場合には、前項の例に準じて分配する。

3 前2項により事件を分配した場合は、その直後に受理した同一種別の新件で調整する。

第9条 第6条ないし前条により、同一の少年に関する複数の少年保護事件が異なる裁判官に分配されたときは、関係裁判官の協議により、事件を他の裁判官に移転することができる。

2 前項により事件を他の裁判官に移転した場合は、その直後に受理した同一種別の新件で調整する。

(令状関係事件等の分配)

第10条 本庁、岩国支部及び下関支部における少年法17条1項に基づく観護の措置及び令状関係事件の分配は、別紙第4による。

2 本庁、岩国支部及び下関支部における被疑者国選弁護人請求の分配は、各庁の裁判官が協議して定める。

3 児童虐待の防止等に関する法律9条の3の規定による臨検捜索許可状請求事件の分配は、各庁の裁判官が協議して定める。

(事件の引継ぎ等)

第11条 前年度の未済事件は、当該事件担当裁判官において、引き続き取り扱う。

2 事件担当裁判官の交替があったときは、後任の裁判官が前任の裁判官の事件を担当する。

3 第4条第1項、第5条、第6条第3項、同第5項、第7条又は第8条により、前に終局した事件担当裁判官、基本事件担当裁判官、原事件担当裁判官又は前件担当裁判官に事件を分配する場合において、当該事件担当裁判官が在勤していないときは、その後任の裁判官が前記の当該事件担当裁判官となるものとする。

(事件の分配停止等)

第12条 裁判官に病気その他長期の差支えが生じたとき、一人の裁判官の担当事件が著しく多数になったとき、その他相当の理由があるときは、常任委員会の決議により、相当期間その裁判官に対する事件の分配を全部若しくは一部停止し、又はその担当事件の全部若しくは一部を他の裁判官に移転することができる。

(事件の分配替え等)

第13条 差戻事件は、原裁判に関与した裁判官には配てんしない。

2 分配された事件について当該裁判官において処理することが相当でないと認めるときは、申出により、常任委員会の承認を得て、当該事件を他の裁判官に移転することができる。

3 第1項及び前項の場合には、第4条第3項を準用する。

(事件の回付)

第14条 本庁、支部又は船木出張所の裁判官は、分配された事件について必要と認めるときは、常任委員会の承認を得て、事件を本庁、他の支部又は船木出張所に回付することができる。ただし、次の場合には、その回付について常任委員会の承認を要しないものとする。

- (1) 本庁の裁判官が、分配された事件が支部又は船木出張所の管轄に属するものである場合に当該事件をその支部又は船木出張所に回付する場合
 - (2) 支部又は船木出張所の裁判官が、分配された事件がその支部又は船木出張所の管轄に属するものでない場合に当該事件を本庁、他の支部又は船木出張所に回付する場合
 - (3) 本庁、支部又は船木出張所の裁判官が、分配された事件を、これと関連する事件が本庁、他の支部又は船木出張所に係属し、かつ関連する事件を担当する裁判官が両事件をあわせて担当することに同意したことを理由として、当該関連事件担当の裁判官の所属する本庁、他の支部又は船木出張所に回付する場合
 - (4) 少年事件につき、本庁又は支部の裁判官が、分配された事件を、当該少年の住所、居所、現在地が、本庁又は他の支部の管轄区域内に存し、保護の適正を期するため特に必要があることを理由として、本庁又は当該支部に回付する場合
 - (5) 岩国、下関支部が受理した合議事件を本庁に回付する場合
 - (6) 本庁、支部又は出張所の後見等開始事件を基本事件とする監督事件等を、本人の住所移転に伴い、本人の現住所を管轄区域とする支部、出張所又は本庁に回付する場合
- 2 前項ただし書の(3)により事件の回付を受けた本庁、支部又は船木出張所においては、当該事件を当該関連事件の係属する裁判官に配てんする。
(裁判事務の代理順序)

第15条 裁判事務の代理順序は、別紙第5のとおりとする。
(司法行政事務の代理順序)

第16条 司法行政事務の代理順序は、別紙第6のとおりとする。

(代理に関する所長の特別措置)

第17条 山口家庭裁判所長（以下「所長」という。）は、前2条により事務の代理をする裁判官を特定し難いときは、適宜これを決定する。

2 所長は、前2条により事務の代理をすべき裁判官がその代理をすることができるとき、又はその代理をすることが困難であると認めたときは、その事務の代理をする裁判官を指定することができる。

3 所長は、前項による指定をしたときは、速やかに、当該指定について、常任委員会の承認を得なければならない。

附 則

この定めは、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年1月8日 一部変更）

この定めは、平成31年1月16日から施行する。

附 則（平成30年12月11日 一部変更）

この定めは、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日 一部変更）

この定めは、平成31年4月1日から施行する。

(別紙第1)

裁判官の配置

(1) 本庁

判 事	宮 坂 昌 利
判 事	福 井 美 枝
判 事	坂 本 寛
判 事	井 野 憲 司
判 事	桂 川 瞳
判事補 (特例)	道 場 康 介
判事補	清 水 萌

(2) 周南支部

判 事	山 口 格 之
判 事	若 松 光 晴
判事補 (特例)	奥 山 浩 平

(3) 萩 支部

判事補 (特例)	藤 永 祐 介
----------	---------

(4) 岩国支部

判 事	小 野 瀬 昭
判 事	佐 川 真 也

(5) 下関支部

判 事	種 村 好 子
判 事	辛 島 靖 崇
判事補 (特例)	木 戸 口 恒 成
判事補 (特例)	日 下 部 優 香
判事補	堀 田 康 介

(6) 宇部支部

判 事	橋 本 耕 太 郎
判事補 (特例)	浜 崎 俊 文

(7) 船木出張所

判 事	辛 島 靖 崇 (填補)
-----	--------------

(別紙第2)

事務分配

(1) 本庁 (家事・訴訟等事件)

種 別	担当者	宮坂	坂本	桂川	道場	備考
合議 (裁定合議事件)		○	○	○		
単	別表第1審判事件 (後見等監督処分事件を除く)		2分の1	2分の1		
	別表第1審判事件のうち後見等監督処分事件		基本事件 担当裁判官	基本事件 担当裁判官		
	別表第2審判事件		全部			
	調停事件	10分の3	10分の7			宮坂裁判官担当事件は、坂本裁判官がその審判事件を担当する。
	人事訴訟事件 通常訴訟事件		全部			
	民事再審事件		全部			
	保全命令 事件	仮差押	2分の1	2分の1		
		仮処分	2分の1	2分の1		
	共助事件 (訴訟事件等に関する事件を除く。)		全部			
	保全異議・取消し		基本事件 担当裁判官	基本事件 担当裁判官		
独	訴訟事件等に関する共助事件 (民訴法89, 185) 及び訴訟事件等に関する雑事件 (保全異議・取消しを除く 家事雑事件簿 (訴訟事件等の民事雑事件に関する事件簿又は訴訟事件等の執行雑事件に関する事件簿) に登載する事件)		全部			
	その他の雑事件	基本事件担当裁判官				
	相続・不在者財産管理監督		全部			

(2) 本庁 (少年事件)

種 別	担当者	坂本	桂川	清水	備考
合議 (裁定合議事件)		○	○	○	
合議 (観護措置決定及び更新 決定に対する異議事件)					担当裁判官は本 庁裁判官が協議 して別途定め る。
少年保護事件 (身柄)		5分の1	5分の2	5分の2	
一般保護事件 (在宅) (危険運転致死傷、過失運 転致死傷等の交通に関する 事件を除く。)		5分の1	5分の2	5分の2	
一般保護事件 (在宅) (危険運転致死傷、過失運 転致死傷等の交通に関する 事件)		5分の1	5分の2	5分の2	
交通関係保護事件 (在宅)			全部		
共 助 事 件			全部		
少年審判雑事件及び その他の事件等		基本事件担当裁判官			

※ 一般保護事件とは次の交通関係保護事件以外の保護事件をいう。

交通関係保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保に関する法律違反保護事件をいう。

(3) 周南支部

種 別	担当者	山口	若松	奥山	備考
家 事 ・ 訴 訟 等	別表第1審判事件（相続・不在者財産管理人事件）	3分の1	3分の1	3分の1	
	別表第1審判事件（後見等開始・同監督処分事件）	3分の1	3分の1	3分の1	
	別表第1審判事件（児童福祉施設入所承認等、親権喪失・停止・管理権喪失事件）	3分の1	3分の1	3分の1	
	別表第1審判事件（相続・不在者財産管理人事件、後見等開始・同監督処分事件、児童福祉施設入所承認等、親権喪失・停止・管理権喪失事件を除く。）	3分の1	3分の1	3分の1	
	調停事件、別表第2審判事件	4分の2	4分の1	4分の1	
	人事訴訟事件	3分の1	3分の1	3分の1	
	通常訴訟事件	3分の1	3分の1	3分の1	
	民事再審事件	全 部			
	保全命令事件	2分の1		2分の1	
	共助事件	全 部			
	保全異議・取消し	2分の1		2分の1	
	雑事件（保全異議・取消しを除く。）及びその他事件	全 部			

(4) 萩支部

種 別	担当者	藤永	備考
家 事 ・ 訴 訟 等	別表第1審判事件	全 部	
	別表第2審判事件	全 部	
	調停事件	全 部	
	人事訴訟事件	全 部	
	通常訴訟事件	全 部	
	民事再審事件	全 部	
	保全命令事件	全 部	
	共助事件	全 部	
	保全異議・取消し	全 部	
	雑事件のうち訴訟事件等に関する事件（保全異議・取消しを除く家事雑事件簿（訴訟事件等の民事雑事件に関する事件簿又は訴訟事件等の執行雑事件に関する事件簿）に登載する事件）	全 部	
	その他の雑事件	全 部	

(5) 岩国支部（家事・訴訟等事件）

種 別	担当者	小野瀬	佐川	本 庁 裁判官 (填補)	備考
合議（裁定合議事件）	○	○	○		填補裁判官はその都度所長が指定 事案により本庁に回付
単	別表第1審判事件（相続・不在者財産管理人事件）	全部			
	別表第1審判事件（後見等開始・同監督処分事件）	5分の4	5分の1		
	別表第1審判事件（相続・不在者財産管理人事件、後見等開始・同監督処分事件を除く。）	4分の1	4分の3		
	別表第2審判事件	2分の1	2分の1		
	調停事件	2分の1	2分の1		
	人事訴訟事件	4分の1	4分の3		
	通常訴訟事件		全部		
	民事再審事件	2分の1	2分の1		
	保全命令事件	仮差押、係争物仮処分	2分の1	2分の1	当番制
		その他	2分の1	2分の1	
独	共助事件		全部		
	雜 事 件	保全異議・取消し	2分の1	2分の1	
		訴訟事件等に関する事件（保全異議・取消しを除く家事雜事件簿（訴訟事件等の民事雜事件に関する事件簿又は訴訟事件等の執行雜事件に関する事件簿）に登載する事件）	2分の1	2分の1	
	その他（基本事件係属の雜事件を除く。）		全部		基本事件係属の雜事件は、基本事件担当裁判官が担当する。

(6) 岩国支部（少年事件）

種 別	担当者	小野瀬	佐川	本庁 裁判官 (填補)	備 考
合議（裁定合議事件）		○	○	○	填補裁判官はその都度所長 が指定 事案により本庁に回付
合議 (観護措置決定及び 更新決定に対する 異議事件)					本庁に回付
単独			全部		

(7) 下関支部（家事・訴訟等事件）

種 別	担当者	種村	辛島	木戸口	堀田	備考
合議（裁定合議事件）	○	○		○		
単	別表第1審判事件		2分の1	2分の1		
	別表第2審判事件	5分の1	5分の2	5分の2		
	別表第2調停事件	5分の1	5分の2	5分の2		
	上記以外の調停事件	5分の1	5分の2	5分の2		
	人事訴訟事件、通常訴訟事件（人事訴訟事件の併合事件）	2分の1		2分の1		
	通常訴訟事件（人事訴訟事件の併合事件を除く。）	2分の1		2分の1		
	民事再審事件		全 部			
	保全命令事件				全 部	
	共助事件	2分の1		2分の1		
	保全異議・取消し			全 部		
独	訴訟事件等に関する雑事件（保全異議・取消しを除く家事雑事件簿（訴訟事件等の民事雑事件に関する事件簿又は訴訟事件等の執行雑事件に関する事件簿）に登載する事件）				全 部	
	その他の雑事件	基本事件担当裁判官				
	その他の事件		2分の1	2分の1		

(8) 下関支部 (少年事件)

担当者 種 別	種村	辛島	木戸口	堀田	備 考
合議 (裁定合議事件)		○	○	○	
合議 (単独事件により観護措置決定及び更新決定をした場合の異議事件)	下関支部で合議体を構成する。				合議体により観護措置決定及び更新決定をした場合の異議事件は本庁に回付する。
単独				全部	ただし、少年法20条による検察官送致をなす場合は、裁判事務の代理順序に従った裁判官がこれを処理する。

(9) 宇部支部

担当者 種 別	橋本	浜崎	備 考
家 事 . 訴 訟 等	別表第1審判事件	2分の1	2分の1
	別表第2審判事件	2分の1	2分の1
	調停事件	2分の1	2分の1
	人事訴訟事件	2分の1	2分の1
	通常訴訟事件	2分の1	2分の1
	民事再審事件	2分の1	2分の1
	保全命令事件	2分の1	2分の1
	共助事件	2分の1	2分の1
	保全異議・取消し	2分の1	2分の1
	雑事件のうち訴訟事件等に関する事件 (保全異議・取消しを除く家事雑事件簿 (訴訟事件等の民事雑事件に関する事件 簿又は訴訟事件等の執行雑事件に関する 事件簿)に登載する事件)	2分の1	2分の1
その他の雑事件	全部		

(10) 船木出張所

担 当 事 務	担 当 者	備 考
家 事 事 件 全 部	辛 島	

(注) 家事・訴訟等事件に関する除斥、忌避については、本庁で処理することとし、合議体の構成は本庁裁判官が協議して別途定める。

(別紙第3)

開廷日割

庁 別	曜 日 事件種別	月	火	水	木	金	備 考
本 庁	調 停		宮坂	坂本	坂本	宮坂	
	審判、訴訟		坂本 桂川			坂本 桂川	
	少 年	坂本	坂本 桂川 清水			桂川 清水	
周南支部	家事・訴訟等	山口 若松 (午後) 奥山 (家事・人 訴)	若松 (人訴)	山口 (人訴) 若松 奥山	山口 (人訴)	山口 (人訴)	
萩 支部	家事・訴訟等	藤永			藤永	藤永	
岩国支部	家事・訴訟等	小野瀬 (証拠調べ)	小野瀬	佐川		佐川 (証拠調べ)	
	少 年			佐川			
下関支部	家事・訴訟等	種村 辛島 木戸口		辛島	種村 木戸口	種村 木戸口	
	少 年					堀田	
宇部支部	家事・訴訟等	橋本	浜崎		橋本 浜崎	橋本 浜崎	
船木出張所	家 事				辛島 (第2、第 4、第5週)		

(別紙第4)

令状関係事件等の分配について

1 本庁

- (1) 少年法17条1項に基づく観護の措置及び原事件（基本事件）に関する令状関係事件は、原事件（基本事件）の担当裁判官が担当する。
- (2) 担当裁判官に差し支えがある場合、本定めの第15条により難いとき、又は担当裁判官のないときは、本庁本務（所長を除く。）及び兼務の裁判官が協議して決める。

2 岩国支部

- (1) 少年法17条1項に基づく観護の措置及び原事件（基本事件）に関する令状関係事件は、原事件（基本事件）の担当裁判官が担当する。
- (2) 担当裁判官に差し支えがある場合、本定めの第15条により難いとき、又は担当裁判官のないときは、岩国支部本務及び兼務の裁判官が協議して決める。

3 下関支部

- (1) 少年法17条1項に基づく観護の措置及び原事件（基本事件）に関する令状関係事件は、原事件（基本事件）の担当裁判官が担当する。
- (2) 担当裁判官に差し支えがある場合、本定めの第15条により難いとき、又は担当裁判官のないときは、下関支部本務及び兼務の裁判官が協議して決める。

(別紙第5)
裁判事務の代理順序

序 別	配 置 裁 判 官	代 理	裁 判 官
本 庁	官 坂	(家事・調停) 1 坂本 寛 2 本庁の裁判官	
	坂 本	(家事・訴訟等合議) 1 福井美枝 2 井野憲司 3 本庁の裁判官 (家事・訴訟等単独) 1 桂川 瞳 2 本庁の裁判官 (少年合議) 1 井野憲司 2 福井美枝 3 本庁の裁判官 (少年単独) 1 桂川 瞳 2 清水 茗 3 本庁の裁判官	
	桂 川	(家事・訴訟等合議) 1 福井美枝 2 井野憲司 3 本庁の裁判官 (家事・審判単独) 1 藤永祐介 2 本庁の裁判官 (少年合議) 1 本庁の裁判官 (少年単独) 1 藤永祐介 2 清水 茗 3 本庁の裁判官	
	道 場	(家事・訴訟等合議) 本庁の裁判官	
	清 水	(少年合議) 本庁の裁判官 (少年単独) 1 桂川 瞳 2 坂本 寛 3 本庁の裁判官	
周 南 支 部	山 口	1 若松光晴 2 奥山浩平 3 本庁本務の裁判官	
	若 松	1 山口格之 2 奥山浩平 3 本庁本務の裁判官	
	奥 山	1 若松光晴 2 山口格之 3 本庁本務の裁判官	
萩 支 部	藤 永	1 坂本 寛 2 本庁の裁判官	
岩 国 支 部	小 野 瀬	(家事・訴訟等合議) 本庁又は周南支部の裁判官 (家事・訴訟等単独) 1 佐川真也 2 本庁の裁判官 (少年合議) 本庁の裁判官 (少年単独) 佐川真也	
	佐 川	(家事・訴訟等合議) 本庁又は周南支部の裁判官 (家事・訴訟等単独) 小野瀬昭 (少年合議) 本庁の裁判官 (少年単独) 小野瀬昭	
下 関 支 部	種 村	(家事合議) 木戸口恒成 (家事単独) 1 辛島靖崇 2 木戸口恒成	
	辛 島	(家事合議) 木戸口恒成 (家事単独) 1 木戸口恒成 2 種村好子 (訴訟等単独) 1 木戸口恒成 2 種村好子 (少年合議) 種村好子	
	木 戸 口	(家事合議) 辛島靖崇 (家事単独) 1 辛島靖崇 2 種村好子 (訴訟等単独) 1 種村好子 2 辛島靖崇 (少年合議) 種村好子	
	堀 田	(家事合議) 木戸口恒成 (家事・訴訟等単独) 1 種村好子 2 木戸口恒成 3 辛島靖崇 (少年合議) 種村好子 1 辛島靖崇 2 種村好子 3 木戸口恒成 (少年単独)	
宇 部 支 部	橋 本	1 浜崎俊文 2 本庁本務の裁判官	
	浜 崎	1 橋本耕太郎 2 本庁本務の裁判官	
船木出張所	辛 島	1 橋本耕太郎 2 坂本 寛 3 本庁の裁判官	

(別紙第6)

司法行政事務の代理順序

本官	代理裁判官
所長	1 判事 坂本 寛 2 判事 福井 美枝 3 判事 井野 憲司 4 判事 桂川 瞳 5 判事補(特例) 道場 康介
周南支部長	1 判事 若松 光晴 2 判事補(特例) 奥山 浩平
萩支部長	1 判事 坂本 寛 2 判事 桂川 瞳
岩国支部長	判事 佐川 真也
下関支部長	1 判事 辛島 靖崇 2 判事補(特例) 木戸口 恒成
宇部支部長	判事補(特例) 浜崎 俊文